

厚生労働大臣が定める掲示事項

一般名処方加算について

城北診療所は、後発医薬品の使用推進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方をおこなう場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

愛媛医療生活協同組合 城北診療所